

## 建設工事における前払金の使途の拡大について（お知らせ）

平成28年8月12日

広島県

### 1 趣旨

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）の公布・施行に伴い、本県においても、建設工事執行規則（平成8年規則第39号）を改正し建設工事における前払金の使途を拡大することとし、次のとおり、建設工事請負契約約款を改正しました。

### 2 建設工事請負契約約款の改正について

#### (1) 約款の改正事項

第36条に次のとおりただし書きを追加します。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

#### (2) 適用対象となる前払金

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、平成29年3月31日までに払出しが行われるもの。

#### (3) 前払金の使途拡大の内容

前払金の100分の25を上限として、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てることができます。

#### (4) 既に請負契約を締結している工事の取扱い

平成28年4月1日以降、既に改正前の建設工事請負契約約款により請負契約を締結した工事または契約手続中の工事については、当該請負契約を変更することにより、今回の改正内容を適用することが可能となりますので、適用を希望する場合は、次の別記様式1を発注機関に提出してください。

- （別記様式1）建設工事の前払金の使途拡大に伴う契約変更の協議について

※前払金の払出し手続については、各保証事業会社にお問い合わせください。